

管理職員等の範囲を定める規則の一部
を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 4 月 1 5 日

野田市公平委員会委員長

西 山 壽 夫

野田市公平委員会規則第 1 号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和42年野田市公平委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表市長事務部局の項中「局長 室長」を「局長」に、「次長」を「次長 参与」に、「課長」を「課長 室長」に、「市政推進室の職員（自動車運転手を除く。）」を「秘書室の秘書担当の職員」に、「総務課の市民相談・庶務係長」を「総務課の庶務係長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の管理職員等の範囲を定める規則別表の規定は、令和7年4月1日から適用する。